

報道発表資料の配付日時 8月30日(水) 10時00分

発表項目 (行事名)	共同漁業権(海面・内水面)及び区画漁業権(海面)の免許について																				
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者																			
		発表場所																			
概要	<p>○ 令和5年8月31日をもって存続期間が満了となる、海面の共同漁業権及び区画漁業権並びに内水面の共同漁業権に代わる、新たな漁業権を令和5年9月1日付けで免許しますのでお知らせします。</p> <p>○ 漁業権の切替にあたっては、令和4年8月10日付けで策定した「漁業権切替方針」に基づいて、漁業法で定める免許の内容等に係る漁場計画の策定や公示等の手続きを経て免許しています。</p> <p>○ 免許の件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海面共同漁業権 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>前回(第7次)</th> <th>今回(第8次)</th> <th>存続期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>392件</td> <td>394件</td> <td>10年:令和15年8月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・海面区画漁業権 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>前回(第14次)</th> <th>今回(第15次)</th> <th>存続期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>209件</td> <td>199件</td> <td>5年:令和10年8月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・内水面共同漁業権 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>前回(第7次)</th> <th>今回(第8次)</th> <th>存続期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>53件</td> <td>48件</td> <td>10年:令和15年8月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※詳細は別紙をご覧ください。</p>			前回(第7次)	今回(第8次)	存続期間	392件	394件	10年:令和15年8月31日まで	前回(第14次)	今回(第15次)	存続期間	209件	199件	5年:令和10年8月31日まで	前回(第7次)	今回(第8次)	存続期間	53件	48件	10年:令和15年8月31日まで
前回(第7次)	今回(第8次)	存続期間																			
392件	394件	10年:令和15年8月31日まで																			
前回(第14次)	今回(第15次)	存続期間																			
209件	199件	5年:令和10年8月31日まで																			
前回(第7次)	今回(第8次)	存続期間																			
53件	48件	10年:令和15年8月31日まで																			
参考																					

報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク	水産記者クラブ	

担当 (連絡先)	水産林務部水産局漁業管理課漁業調整係 (担当者:中村) TEL ダイヤルイン011-204-5479 内線28-355 " 遊漁内水面係(担当者:岡村) TEL ダイヤルイン011-204-5485 内線28-404		
-------------	---	--	--

第8次海面、内水面共同・第15次海面区画漁業権切替の概要

【海面共同漁業権】

- ① 10年間の存続期間満了に伴い、394件を令和5年9月1日付けで免許
(第7次免許件数 392件)

○増減の内容

- ・平成30年9月1日から能取湖（網走市）が海面となり、同日付けで短期（5年間）の海面共同漁業権を免許したものの、
今次切替において、他共同漁業権と同じく10年間の免許を行った。

- ② 「あわび漁業」を新規漁業種類として設定

- 渡島管内から日高管内において、藻場造成の取組等によりアワビ資源が確認されており、今後、適切な資源管理を行いつつ資源の利用が見込まれるため、今次切替で共同漁業権に新規漁業種類として設定。

- ③ 「にしん刺し網漁業」を新規漁業種類として設定

- 近年、日本海のニシンの漁獲量は高く推移し、沖合への来遊が確認されているため、石狩と後志が共有で管理している共同漁業権に新規漁業種類として設定。

【海面区画漁業権】

- ① 5年間の存続期間満了に伴い、199件を令和5年9月1日付けで免許
(第14次免許件数 209件)

○ 増減の内容（新規5件、廃止15件）

- ・ 養殖試験等で企業化の見通しが得られた5件を新たに漁業権として設定。
〔ほたてがい養殖業1件、うに養殖業1件、こんぶ養殖業2件、
ほっけ養殖業1件〕

【内水面共同漁業権】

- ① 10年間の存続期間満了に伴い、48件を令和5年9月1日付けで免許
(第7次免許件数 53件)

- 江別、尻別、日高中央、西網走、サロマ湖養殖（2件）漁協の共同漁業権を廃止。
いぶり中央漁協が、倶多楽湖で新たに漁業権を設定。

第8次海面共同漁業権 振興局別免許件数一覧

振興局名 (存続期間)	第7次免許 (H25.9.1～ R5.8.31)	第8次免許 (R5.9.1～ R15.8.31)	備考
石 狩	13	13	
石狩・後志共有	2	2	
後 志	38	38	
檜 山	18	18	
渡 島	68	68	
渡島・胆振共有	2	2	
胆 振	27	27	
日 高	41	41	
十 勝	13	13	
釧 路	19	19	
根 室	34	34	
オホーツク	38	40	※ 2件は、H30年に能取湖が海面指定されたことによるもの。
宗 谷	49	49	
留 萌	30	30	
合 計	392	394	

第15次海面区画漁業権 振興局別免許件数一覧

振興局名 (存続期間)	第14次免許 (H30.9.1～ R5.8.31)	第15次免許 (R5.9.1～ R10.8.31)	備考
石 狩	6	6	
後 志	15	11	廃止4件(東しゃこたん ホタテ・ウニ 1、コンブ1) (古宇郡 コンブ2)
檜 山	27	21	廃止6件 (ひやま ホッケ 4、ウニ・コンブ・ワカメ 1、アワビ1)
渡 島	66	67	廃止3件(松前さくら アワビ2、ウニ 1) 新規4件(松前さくら ウニ 1、コンブ2、ホッケ 1)
胆 振	11	11	
日 高	0	0	
十 勝	1	1	
釧 路	8	8	
根 室	32	31	廃止1件(別海 ウニ・コンブ 1)
オホーツク	6	7	新規1件(斜里第一 ホタテ 1)
宗 谷	24	23	廃止1件(香深 コンブ 1)
留 萌	13	13	
合 計	209	199	新規5件、廃止15件

※件数に短期免許は含まない

第8次内水面共同漁業権 振興局別免許件数一覧

振興局名 (存続期間)	第7次免許 (H25.9.1~ R5.8.31)	第8次免許 (R5.9.1~ R15.8.31)	備考
石 狩	3	2	廃止1件(第五種)
後 志	4	3	廃止1件(第五種)
檜 山	3	3	
渡 島	2	2	
胆 振	3	4	新規1件(第五種)
日 高	2	1	廃止1件(第五種)
十 勝	5	5	
釧 路	10	10	
根 室	5	5	
オホーツク	11	8	廃止3件(第五種)
宗 谷	3	3	
留 萌	1	1	
上 川	1	1	
合 計	53	48	新規1件、廃止6件